

ID: 11-3

担当部署: 総合政策部 交流推進課 交流推進係

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	名寄市北国雪国ふるさと交流館条例 第14条第2項において読み替える場合の第13条ただし書		
例規番号	平成19年条例第6号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(利用料金等の還付)</p> <p><b>第13条</b> 指定管理者は、既に納入された利用料金及び暖房料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。</p> <p>(2) 利用者が利用前に利用許可の申請を取り消し、又は変更の申出を行い、指定管理者がこれを認めたとき。</p> <p>(3) その他指定管理者が特に必要と認めたとき。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文及び名寄市北国雪国ふるさと交流館条例施行規則第6条の規定による。</p> <p>(利用料金等の還付)</p> <p><b>第6条</b> 条例第13条ただし書の規定による利用料金及び暖房料の還付については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰することのできない理由により利用できなくなったときは、利用料金及び暖房料の全額を還付する。</p> <p>(2) 利用許可の申請の取消しがあった場合は、利用料金及び暖房料の全額を還付する。</p> <p>2 前項の規定により還付を受けようとする者は、名寄市北国雪国ふるさと交流館利用料金等還付申請書(別記様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和6年7月31日